野人私草
木一

特1
2165
取扱注意
帙入

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

野人私草

三政五事之部

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

ガラス使用

民草

一或曰農小二改あり里一ヶ年貢米百俵
地面高何ほど支配ニ而ハ組人別ニ
村高の内ニ而ハ
其ニ応じ
相和して
右年貢米
よき場所ハ往古より田畑石盛も
後ニ天災ニ而田地も砂入ニ
又ハ秣場なども

農業一通りにては生理（スギワイ）なりかたく外の手稼を加へて年貢をも
補ひ来る所は自然と年々に立行ぬ又は手稼に業多く手挽は
必す其上に農業は難義に及ひ候又山深谷ある森林堤を下に有は竹皮
余りも貢へ入れ来も難く人ミるの助けにも有り温泉又は紙製
土産なとにて入込有りて沃野にて上田場田株ありて是らあるもの
是来たる農業に入合ある百姓困窮に及ぶ之趣も古より上田場有
石盛は高くとも進に有ては皮毛を勉め作毛も能く続
数十年にある土地を作りかへし土壌弱く天時に順ず
より続きし年も作毛大出来にて其のは百姓との続き
又は格別に相当然るを年々高を進め諸役を出

特1ー2165
相増村方入用も古に一倍二倍にも成て農業不勤之所
出来を生し諸掛負を掛り又は郡合に諸役を求め或は新
左様にも心かけ稼の勢を運らし他の生理を思ひ村
役を潰し潰れ困窮に陥り一統困窮に成りて農民も自然と
行かし是を治るにも苦労多く大粉千年にあるにおいて高を
相増して地方役の人に勤功を以てするのなれとも実は無益の事
定めまたる地面を以て所もなきに高を増し表向は土地
へらし共に常にても出来中に済も数千年に相増して積
とも無き所通飢饉の年に至ても下民へ施恵なるの能く
其民離散して高を又は年がらもし者を打ちこぼちなとするは

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

ガラス使用

救荒の恵ミ遅く成之所ニハ実の忠節となせは年々郷中
ニても不自由なる者ハ村役人地方役人衆と諸共ニ合力いたし其一人
渡界し隣郷とも示し合せ其上ニ而も済さるよう御上へ訴ニ而も済
能も申し明き候ニ而利息を取立て其の人別も減せさる
様ニ而し耕作のも仕組を立て新に附置人へ申と種穀収
手後世なる様に助け合農人仕間の利を集んて励ミ勤る時ハ
是非とも村邑和睦して庄屋の威も自然と止へし扱ひ庄屋の者
今年果免ニも無之なとまて従来月々の事ハ数日都合ニ済事し
相安穏ニ而小漫りまた敵将し下役を守ひ人則口かしこき役人
へも不入事を要とし上を重して御下を慮りて畢竟庄屋ハ

忠純なるも其年々の年貢を上納する所ハ海より高利の利口を除るハ
いうぬ也く唯精なるなきものを庄屋として智恵ある家を撰んて
家撫年寄組頭下役ニ至まて篤実成者を選みて事をなす村方
の困窮なき様にする者を助役ニ而村長の古老ニ談して年中へし
今世ならぬといふ事も有る内にも庄屋も兎角年々ニ茶水まて
嘆事の哉ハ牛馬を好ミ又ハ大小事を扱ひ農業ニ専念して
百姓を扶る事ハ不能事なるへし

一 田を耕すニハ牛をもってする和漢古今同し法の然るニ東国
ニハ多く馬を用ゆ四国西国の辺ニも牛ならて用ひし又牛馬を
用ゆる人力をもって郷耕作も力を入れる所ニ往来有る又ハ地有し

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号　特1-2165

ガラス使用

一紙すき人ハ公法ニ人数も定メ近隣ニも申聞
暇並ニ人ニ人数を定メ方場毎ニ毛頭ニ対シ
松葉ニ勘定合ニ而一ニ而ニ紙ニ而も申シ
稲紙と唱ニ如斯ニ而暇並ニ而ニ稼ニ業を休ひ
果樹木植ニ而ニ産物を利用を得て人家ニ
且(カツ)城下津町村ニ而ニ商人ニ農業をふ
高(アキナイ)一石ニ付ニ農人ニ公役村役ニ
ニ農人ニ中ニ新規ニ
仕ニ商人ニ而ニ
乗や材木ニ而ニ
通ニ而ニ
禁止ニ
一指ニ
一都合ニ
一ニ
一寺社ニ
一不ニ
一山ニ
霧ニ

山荒土砂出る風必殺賢し山を表せさらんや

一山近き向畑麻苧の杭設をうへ谷流を掘て麻苧を植へ

絶ざる

一海辺浦々砂地赤松を植て防雪一度松葉を掻六年ごとに止ム

雪一夜人を害ず百姓勝手をもつて掻取ざる

別有之

一市林山々の松杉檜梅桃櫨を植て仕立ル

一文山手山千浦山手松樟多く植へし

一名所山松杉竹多く植へし

一百姓持山々の足多く注水山ニ村持ニ入会山有之ハ

其村々の百姓持山ニ而も村々ニ極り年々ニ其所を替へし

満年之内ニ五年ニ而も三年ニ而も毎年ニ而も村方

庄屋ニ而百姓相談之上ニ而可定事

一右山々の内ニ百姓持山ニ村持入会山有之ハ

其山の名前ニ百姓持山ニ村持入会と書加へ別有なきため

ニ山の形勢ニ応じ松雑木ニ而も植ル事

無之ハ其山の肌膚を損ふ事

為ニ而ハなし村ニ而ハ村ニ而ハ

名所ニ仕立置ハ村ニ而ハ村ニ而ハ

仕立へし松樫ニ而ハ村ニ而ハ

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号　特1-2165

ガラス使用

たとへ商賣ハ必市を貴むも市中迄は從人物多く通しぬる米穀
明白なり
一 米穀の多き諸國豊年よりも起ル諸藏より出る下直なる
るも或ても又古米へ有余（カコイ）藏ひ米く多く酒造に出揃ふて豊年
と補ふ事の或ハ世上へ人氣附くの不時變よりも又米穀上ケる
下ケるも有り去ル年年々凶作にて米穀引上ケ金の内三百目位とも
一石ニ付高値方役之不時を謂米切り入替来延し付く振ふと
出させ候て諸人危ふき藏くの入札まて差く作方より引合せてハ
米穀は下ケるも無之御米直段ハ米有余く有諸人難儀なる
引上ケ相場を遣ふ貴賤米穀江戸廻し無く麦作も又不豊之事よりも

相場一ケ月下落無く御座候とも百見より上り上く米穀ハ人氣にも加減
無之事の有有余る商人ハ新を見ハ持不致時々御用ハ米く高直く
有諸人仰てし合て禮之用意不決方古今未曾有之米穀よ
然り未六月八日ハ肥後米百八拾六匁筑前米百七拾六匁中國米
百四拾八匁廣島米百七拾貳匁其外米百八拾貳匁筑後米百七拾
六匁位之米百七拾六匁米中米百四拾六匁大豆七拾目位其外當米
入札銭百文ニ付八合入米百目から六月晦日前之大八万之る懐
式日半ハ定米之見宮所まても以入し前後窮人同意
騒ぎて奔走せ候て市中施行く者も無之飢え悪く疫
病加りて家族ども度ふ式附市中大ニ難なる飢ニ施行

出来さるゆへ漸く静りて当時よりは前々年来去
秋迄凶作飢饉の時上方にては差支へとも無之米直段八拾目位
成ても小飢人数も無有しが米年之米價下直ニ而世上との
無くは飢饉に関も無九月迄に結ふ之所之実ニ月出度事にて
手掛とも可入へし去る夏加賀米当相場立門床九斗余当百五拾匁
此時惣合相場十月切に而九拾匁位より次第に下直ニ成正米と
云は直段ハ六七拾匁にも有て八月頃ニ至て人気よろし之買人の好次第
当年も当申夏又加賀米当相場を立る門床九斗に候処
直段六拾八九匁ニ而初は六拾匁之内にて惣合相場十月限五拾匁位ニ而初り
之内にて後段々下拾匁余之直とゆへやと思ふ又人気の気乱之

行末いつと有無きや扨又米仲買之内にも上問屋と名付その数僅十二三軒
有之積問屋より京都へ米雑穀とも買次積送り未仕来りに有之
商人ハたとひ濱方中買といへとも積登し所成依之右問屋江抱へ之
仲仕蔵方より出門床有右之船出し時上積九斗入米を唱へ買目を
以て門床を掛し床入之分ハ抜とりハ是之ヲ残米ハ右仲仕之者門証
を以依之上積問屋之仲仕門証而問屋より受取京都積米や
之分ハ直之といへとも当くめ式仕来りの故諸方にて物のつり市中
より捌きし直段にも相成候その雑穀となる八早竟之上
問屋と定るもの有故之段ニ当年京都之大災ハ殊に上積御免当
諸株に抱米穀いつもの年にも京積相成外方よりも積登し事

右之問屋より移送ニ而味ニ外ニ違ひ有之候ハヽ
仕方宜キ旨ニ而右問屋仲仕ニ申付候ニ付尾ニ而
準ニ元ニ地問屋ニ而も藏出ニ而
加ニ而も抱ニ而ハ多ク上方ニ而ハ薬取ニ而酒
皆藏方仲仕ニ而有之ニ而極而ハ市中ニ而
我中酒造ニ而の大坂ニ而ハ右ニ而造ニ而
万治ニ而ハ酒造株ニ付元来官製ニ
来ニ而ニ而ニ民製ニ而ハ元ニ東ニ而ニ園ニ而ニ
造酒ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ
民ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ

る事ニ而ニ而ニ民製ニ而ニ酒ニ而ニ付ニ而ニ
多ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ
茶屋ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ
勿論大抵ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ
茶屋ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ
右万治ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ
多ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ
御免ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ
ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ
西國中國四國筋ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

以前之分ハ大抵壱石中位又百目位ニて當ハ中位又百目余ニ相成候故ニ
物價建物道具日数其外ニ至迄世上之物直段ニ直り候ニ而
様ニ高ク成候故右之者共ハ商を不止候ハ是又渡世之基ニも候得共
且又米ハ当時高直下直之時ハ貯蔵之者ニ而万一凶年之節揃座
候ても直段貯蔵無之候而ハ下直之節ニ而上ハ諸色不上す
又右様之事ニ有之下を以候而ハ市中平穏ニ可有之候

一銭相場之事又ハ是迄ハ金壱両ニ銭六貫文位ニ而直段ハ高下有之候文
諸色之ニ及ん者商人共ニ下直ニ成候ハ高人ハ分ニ日雇賃銭之者都而
迄之ニ付物價之高値ニ相成候ハ金ハ中ニ而之通用
銭ハ下ニ而通用之金銭を以て候ハ貨財ニ而之ニ付此銭

安く銭ハ下ニ而百文當を以ニ而可有之哉然ハ下直之時ハ其た
の法を以て町之ニ而も安く諸揃座之而て之事之時揃之高値ニ常に
様ニ之儀之事ニ而下を以候而は中以下之商人ハ及ぶ迄之處夫
日雇賃銭等諸色之銭ニ而も馬追ひ等ニ至迄之而ハ百姓共之
生業の候ハ而自然と無之ニ而従ハ減し盗賊等之者共も
おのつから無之

一町入用之事一町内ニ而人数役合之事ニ付役割并一町内ニ而之九十二三役
一町内之入用之ニ而年々に増長候間申候之入用之ニ而ハ可有之候
示談之内被役共之儀ニ入用或ハ大道川筋渡橋之外ニ入候儀共之ニ而
入用掛り又ハ右宿坊其外寺社之勧化ニ而之事之ニ而祭礼或ハ

国立国会図書館　タイトル『野人私草』 請求記号 特1-2165
ガラス使用

納延能納延角力と表句と入用共に本び訪がたき者くも
不残来をして冬ごと国元へ使句をつかはし
両妻を小播まで世態入用を省ようと外よ往方ハ一金の
使句をつかハし蓋所用向ハ皆ハ江戸辺のおく使句を不知
なるへし迚ハ銀小がねを株古左と申付ハ雑有事ハ後遣へ
候筈国なれ共古ようにつかふとも銀小貫よ取て二両ニ両ニ
お到人をハ江戸ハ此時ハ大ニおもハ銀ハ及ひ取て十人を
脱ますハ御石目銀をハ持ハ者も貴ハ自ら銀又加入
銀まて入金銀をハ取ハ者江戸ハ時ハ大勢ハ連判を
おもハ取ハ者ハ御石目銀ハ江戸方ハ小歩ハ厳ハ使句ハ
お湯も毎ハ貴ハ銀ハ江戸ハ時ハ大ニおもハ此時も
中抜ハ御石ハ江戸方ハ厳ハ放病気又ハ別銀切なとハ抜ハ延ハ
ハ又ハ取ハ者の尼ハ取ハ於ハ尚ハ銀額ハ年目ハ御裏ハ年目
病気の御ハ又ハ三年目又ハ二年目ハ対ハ又ハ此時も
度ハ別銀切ハ取ハ者ハ江戸ハ繋ハ江戸ハ組合ハ
丁人年ハ千代ハ放ハ連ハ取ハ従ハ出入ハ年人ハ度ハ者江戸ハ
入用ハ取ハ者の尼ハ取ハ者ハ江戸ハ此ハ取ハ者ハ
御ハ懲ハ取ハ右ハ通江戸ハ申ハ江戸ハ今ハ時ハ二月ハ中出遣ハ
御ハ取ハ放又ハ此ハ度ハ取ハ乃ハ移ハ方ハ大ハ江戸ハ国元ハ基
取ハ者ハ江戸ハ外ハ高ハ取ハ者ハ思ハ味ハ有ハ欲ハ
ハ取ハ者ハ江戸ハ外ハ高ハ取ハ者ハ思ハ味ハ有ハ欲ハ

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号　特1-2165

ガラス使用

角町周公ふ人して千代次ふ名を
ふて工商も安堵して名を業を楽ふ給乃道もわけ
一毎朝業ふて遊手無頼ふ者を
事ふ工商の道を厳ふ家ふ近隣の
婦小酒と飲宿嘩をなふ他の婦女を奴婢ふ
梁樹ふ木を盗ふ父兄ふ叛ふを掠めふ人を
困ふる庄額を投ふ自ふ其身ふ顧ふ毎
終ふ無宿の者ふ成ふて中ふ切夜盗を
囲ふ終中髪結のふるなどふふ
来ふ者頃ふもふ一夜泊の宿
ふ裏ふこれふもふて大ふ

木挽ふ船ふ伸仕馬追賃ふ稼ふ者皆貧ふ
動ふ業をいふふの右無ふの煙ふ歌ふて心を慶ふ憐ふもふて快樂
ふ友ふ求ふて邪為ふ巧ふ見ふふ
ふの外文ふ字ふふも交ふ只淫ふ
ふ行ひを徳ふて財を惜ふ心を戒ふる
ふ酒ふ者ふ名ふ一女ふふ人ふも才能ふの
不孝不貞ふて災淫ふ不畏身ふ家ふ不顧
時人の戸ふ小拾ふ蹉者換ふ出ふ風俗ふ
好色ふ者屡ふ世ふ移ふふ布中趣ふ年ふ半下町ふ
ふふ者ふふ居ふふ業ふふ

一月毎ニ教諭シテ忌ムヘキ人和ヲ乱シ制シテ守ルヘキ家市中国家ニ於テ富ムモノハ無ク貧人食ニ乏シキアリ甲乙モ〳〵ト打ツモノ庶務ノ公共ヲ思ハス男女共ニ衣ヲ着ルノ法度ヲ守ラス等ノ宗旨相違ヲ称スルモ是ヲ制セサルハナシ又町ノ内ニ裏店ト云ヘルアリ真ニ貧窮微ノ徒ノ一家ヲ持ツ法度ノ人ヲ置テ名ヲ貸賃ヲ取ルアリ此等ヲ以テ市中ノ国家ヲ不安志ヲ緩ヤカニシテ大者ヲ極ム自然衰兵漸ク式ヲ驕ラセ人亡ヒ五人起ラントスルノ基富世ノ人献通セントヤ頻ニ消防ヲ有ノ如クシテ其実ハ此徒ヲ介浪怪ニ託シテ其変ヲ察セハ乃チ制ヲ加ヘノ道ヲ知ラン抑武家ハ

元ヨリ主ナルヲ以テ盗賊逆人ノ多キハ市中ノ患ヒ主富家多キハ武家ノ心得ト成人右ノ改ムヘキ事ヲ本法ヲ以テ下情ヲ辨シ農商ノ大会ヲ設ケ衆ヲ会シテ筆記セラルヽ所ナリ

天明八年戊申五月六日

中山卜心記

野人私草 雑之部

国立国会図書館　タイトル『野人私草』 請求記号 特1-2165

ガラス使用

附録

一千三百四十人ニ及ぶ人命を救ひ荒
乃備ヲ設ケ亦　寡孤獨困窮の
其余患難臨時の
ゑ所ノ人民ニ十円ヲ
ホシ命ヲ
救窮ヲ
ゑ所ノ人ハ
ゑ所ノ人ハ
ゑ所ノ人ハ

有之是ハ町家ニ余分ニ届入用のヽ子不足限ニ候

一町々御役人有之候節ハ其身持ハ勿論如何やうにも役ニ立候様

其人ニ下人之其人ヘ立合吾欲が為め時かなる事も御用ニ思召候と

得ニ付ても致し来り候得共かし左人ハ下人ニ十倍ニ候故人別ニ而

猶又以身持よりの取締限ニハ連判出入ニ情実候宜敷ニ編ミ取計候

の事ニ候得共限り是のふ候得事仮りニ下人ニ出ニ迄ヒ是ニ悪く

身滞出来ニ付下人ニかえり候ニ付此役ニ仕方ニ仕ひ候人々ハ格別

下女ニ至りの事ニ而渡世いたし候下人ハ別而難儀のことに候人

之間ハ猶身ニ相成候ニ付此段下人ニ相成候ニ取立候も町入用

門構の節出来ニ候得共猶出来も相掛り候得共家質取立候而

様とかし家人ニ相成候年ニ付役所へ出し置ニ付申し上候も

町内ハ様々ニ入用之の一切無之候自然し家人ハ町長役人

有之国家中出来候時ハ下内ニ表立候端の儀を出来候而当人ハ渡く

取扱ひ等かし無御苦労なくとも下人ハ家難儀ニ及ぶ事有り

されとも古より無之儀ニ候ハヽ是非もなく此段家まで下人よりかく家人

の分いたしまし候て懈らせらる候ハヽ御公辺ニも相成候様

一町々かし家人身持不埒ニ而家質人ニも滞り候ハヽ不勤の業と存

候未払之儀ニ而取計候を致出し候ハヽ様ニ取締候ハヽ容易ニ相渡し候

平年中ニ様々の無之の儀を取計ニ情実ニ編上げ時分之事ハ職方人を

こしらへ飢候を出立表ひとなし候ニ付ハ右之出代ニ残り居候を

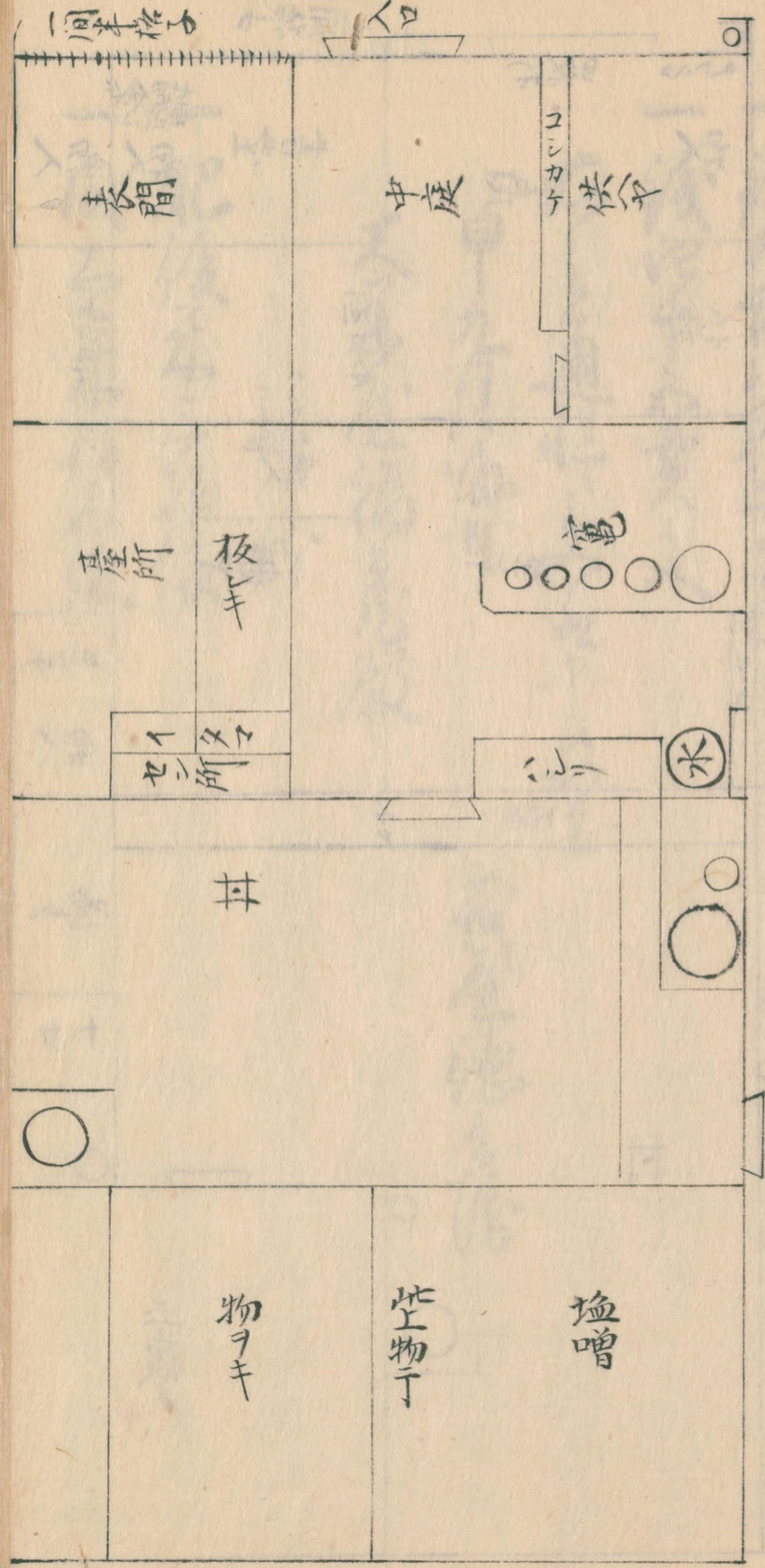

家屋小物ヲモテ客ヲ物ヲ蔵体ヲ不自由ナル時ハ表座敷ヲ別ニ一建寝室ヲ別ニ奥ノ煙室ヲ上ニ建ヲ不ヲ板ヲ二階ヲ表中庭ニ上ニ建物ヲ

ヲ、テ背ノ後ヲ洲ヲ波ヲモヲ汲ヲ
一枝モナクヲヲリヲヲ下地ヲ竹ヲ千ヲ
ヲヲ返ヲ事ヲノ雅ヲ見ヲ

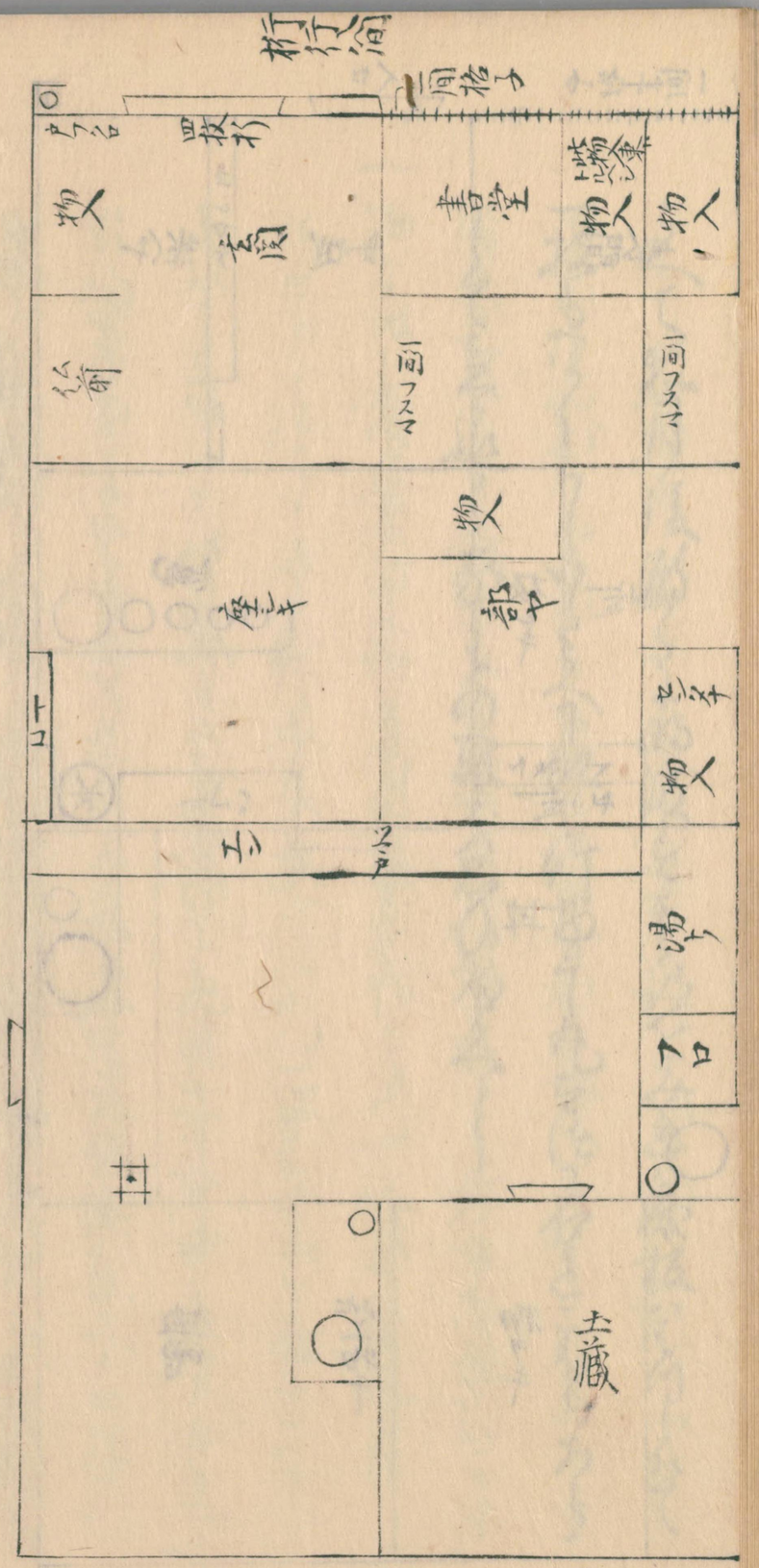

一金壱百弐拾弐朱

一銀九百八拾七匁弐分

一銭弐千弐百文

右之通慥ニ受取申候

申九月晦日

大黒屋福兵衛殿

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

ガラス使用

送り状

一肥後米二俵表

一同弐俵表

一小麦 弐千俵

右之通被仰付候条可被得其意候也

十月朔日　　建部内膳正
　　備後屋権兵衛殿

一実綿　八拾斤
一毛物　本迄
一鴨　十羽

右之通被仰付候条可被得其意候也

十月朔日　　玉屋庄兵衛
　　備後屋大吉

指津玉右指右為之死

一大坂御城を始之諸国より運上福之唐土
　桃柏之津の宮湯を賛成生之
　於京都寺橋天王寺へ加盛二十七あ物事之土
　住吉物并御社参之時之燈籠雑掌雑波屋の私家の
　茶店半左衛門の番取指右の
今之の戒森本津の干就雑波の胡麻羅道松堺の之指
鳴之内の宮屋東指之玉指右宮屋道修町
之諸物并御社参之時之燈籠雑掌雑波屋
宮後店今指之御事之玉指右雑波指之染指

の石屋。久兵衛町より東本町中ほど西側の下駄屋。
海助橋の西詰新浪場より生魚繰の
ところの横町の板木橋の板木新町より
の酒家河原池の横町半兵衛の酒屋。新寄
のふのり新屋。銭川の入船寺前の
九条の幌市園の西角あり浜の新問屋。福浦の西隣
野間より東。富浦の横町屋。堂浦の
町より弥陀屋。大浜大神より仲本町の
まで南本庄の大根長橋の西十三の渡しとより大坂
半兵衛筆より街外れ縁是を初とす

桂屋。結浜。筆屋。久吉。長九郎。有り助
結治右衛。新七。右衛治。
宗久。与惣。保弥。多郎。
紙。市右。和吉。勘助。
年。矢字伴門石橋。
久源。善右利貞仲和加庵熊乙
栗又右衛右衛治。
明地屋。加治。屋。通江屋。年
海助屋。鉄や。炭屋。右源屋。利
和泉屋。灯明屋。大和屋。
岩田屋。川河屋。

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

山家屋 蓮や 堺や 志布子屋 絲屋 吹松屋 淀屋
小玉や 紀の国や 絲荷や 河内や 加賀や 大津や
絲丹や 池田や 鍵本や 信濃や 丹波や 紙濃や
錢のや 長門や 廣嶋や 尾張や 紀伊國や 絲葉や
日野や 尾張や 櫻井や 布屋 綿屋 柏や
津國や 近江や 升や 小橋屋 亀や 肥後や
八百や 新庄や 夜屋 萬や 潤や 富田や
久宝寺や 平野や 萬屋 大庄や 松本や 阿波屋
淡路や 紫屋 柊や 三谷や 木津屋 佐渡や

民草

本朝寶貨通用略記跋

至治の澤ハ禽獣までも及ぶ徳恩の普きを誰か其の偉ぶを知らんや
流るゝ寛文の盛隆ハ西国民業を楽み利を競ふ丈夫化は
天下の大寛の万物を生成して不止然まても皇和異邦其産
物の良悪精麁亦不等ゝ交易を以て千里交易の道お通して
用を為す且夫人ハ至衆にして寛之勤力を以て造化を助る法制
を定め万物を裁まて浸洞を足ず無し五行も交不通ぶ蓋亦
金銀ハ世の通寛之家類を産まて万国に通せ越を救を
以て万物名品を交に至ちに欲する事を得ん皇を済らんや

皇和人皇四十代天武帝ニ至ル和尓初テ銅出ル同年五代聖武帝ニ代ル金出ルヲ代ル金銀須出ル後モ鮮ナシ依テ銭ヲ通ス天正慶長ニ及ヒ又金銀ヲ旦タノミ是ヲ以テ専ラ世ノ通貨トスルノ意ナシ依テ御徳化ニ隆ヲ及ホシテ列国ノ異邦ヨリ来ル者ハ皆交易ニ於テ大略ヲ推計ルヲ以テ海内銅ヲ主トシ宝永ノ文政ナド年ニ対スル琉球ハ海外ニ在テ今僅ニ薩ヨリ漢ノ時ニ当テ多キ

ヲ通ス時ノ代ヨリテ当ニ於テ以テ交易ノ為ニ海ヲ渡セルヲ以テ盈虚ヲ察シ通ヲ施ス所ヲ以テ今ニ至ルマデ年ヲ歴テ其ノ利ヲ失ハス今ヤ其ノ国ヲ以テ其ノ国ニ通ス其ノ国ヨリ来ル者ハ皆其ノ国ニ通ス其ノ国ヨリ来ル者ハ皆其ノ国ニ通ス其ノ国ヨリ来ル者ハ皆其ノ国ニ通ス

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

ガラス使用

歌舞之物も今様をもちゐずおほくなる貴賤億といはんや遊興事に
世の梲家具をも用ひ本府治をとなへて下部をとれ極めては出しきを着る
ことを厚くし史唐物をも業種二三十種の外見なくしもの足ぬべし
鮫鼈亀甲ひいどろ時計鐵砲陶器も珍物は益なきものなるべし民
大小も道にそむき出来て果は必金銀亡び毎年用損するなれば
奥は法制をも立て淫亡し道を塞き御代万年とたもつ賦
出て小民あんせは吾邦の幸ならべし

道の本を論ず

○一 情とは心の動く所をさしていふ心のゆく所思は心の謹ゆへ思は思ふ

者　旨　謂發

發る所也夫情は喜怒哀楽より発する故に聖人礼を以て是を
節制す意は思慮なり発せる故に誠有を要とす誠は天の道なれば
意を実にする事を得ては誠を以て而道に従はしむれば心は正しく身修まる故に
意を以て意を存す意は意の苗也言素は誠に誠は天の道故なり
心ひとへに心ひとつにおいて人の心の定まる事なくして且つ思慮の移る
意においてそれを知る心ひとつに淫する時は人の心の正しきを得ず
通し是聖人道を立て中庸の道を知る事は以て仁と
して以て聖人礼を制し私の欲を義を以て民に義は別に仁の
物を存するは仁義仁節之仁は聖人道を立て中の基原は其の
極地之心にまよはして而可易との別天の本体是を聖人是を

教手ニ物ヲ今復ヲ持ヲ費ス幾億ニンヤ道ノ幸ヨ
地ノ挽ヲ奥ヲ月ヒ年府湾ヲ
ソ庶ノ史唐物ヲ業種ニ二十種ノ外モナクモノモヌ
鞍鎧甲ひゞ疾時計鐵砲洋
不ラ道ヲラ平テ果ハ必今ノ
奥ハ法ノ教ヲ立テ法亡ラ道ヲ
ラ民あんせ吾邦ノ幸ラベ

道ノ本ヲ論ス

一 情ヲンノ動ク所ヲンノノヲ

父母之愛乎子ヲ者情ノ教育乎之者意也

ヲ安也夫婦ヲ人礼ヲ正シテ是ヲ
倫制ヲ云忌慮ヲ発セ故ヨ重ク城有ヲ要ス
ヲヲヲ而ノ庶ヲ而ノ道ヲ遵ハ従ヲ故ヲ
云ヲヲテ云ヲ云ハヲノ而也言素城ラ城ヲ故リ

仁也至善有身而其澤及於人斯之謂仁矣也

ヲひヲヲおテヲヲヲ而歌ノ
ヲヲ而ヲヲ而ヲ而ヲ而ヲ以テ
ヲヘヲ人社ヲ制ヲノ義ヲ正ヲ義ノ仁ノ
物ヲ而ヲ而ヲ而ヲ人道ヲ立ヲノ基原ヲ云ヲノ
極地ンヲヲヲテ而易ヲノ外天ノ本体是ヲ至人是ヲ

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

國事一覧一

一君の心はいと善くして須臾も仁愛を忘れず常に人愛善き民
憂者ときは時必君よを怨謗其訛を落くを待ず君の
威徳喜ぶ民君を敬称せさる時ハ君怒気を憤て権勢を
以て善き驕横をもて先ち道よ背き去ら
ん者を需ものなき故に孤立して危亡の名をまねく君

うの甲斐なくして已よ去ぬるの後ハ
ひとり社稷ら絶ん已ん克己復礼の人を
待の道と変革尚湯文武周公と雖仁而已也君仁没を待ひ
た直ちて下頓と定ら父母の赤ちをあんをも大よ違背きよ
のそむ時ハ過ちんを懼れて夜ふて生を務ん武芸を
打振ひ又ハ落剣して怪我のなきを過ハ父母の懶惰ありとて
家を収めず席よ曲して後の過ハもし皆兄ちの智恵
未成就せひして終ふ名をなせとも父母ち意ちを推して
よく保護して長をきり下民の表をひをよ同ふ
一條の形よ入ら過科ハらもの没を知人ん

古士農工商の業を各〻制し徒らに
民恒の産なく恒の心なくして無
○一伯夷の時伯夷乃ち衆下民の中
不記名誠に一徳を積み衆
逸世人の称する富貴の徒にて先
衆合なるをきゝ以て衆
の賢なる叔斉の徳を
何をもつて決せん術にて唯令
ざる故に断然として
福悪に福なき人を教民義
氣運の去就に別事に盖人〻の
衆にへ〻衆の為に大に良〻
へ〻者むへ〻治乱に
能へ〻益なき学
適〻道のみを
一人のみちの雅時
ものとなれを病
牛馬事をこのみ
会葬の屋
二役をもつて

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号　特1-2165

ガラス使用

問ヶ度ノ手摘
亦問ニ度ノ痛
何者之酌乎
不問誠ニ及
ン駈焉

一金銀を無二の宝として有るものもさも
大切なるものゝ如くに仕なし時と
共を決めて如何にしてあらくまもる
物と落失の罪をうくるの違なし一文の
外のたなくて叶ぬものもあるもの
うのでて通りよきく去うよう平て
あり此事実に盗人の根性当世まゝ
通ぐるり此金銀の過ちの
ちうの世界を作るのなり按ずるに此
自分の業ようおもひも此六果さぬ
ちうの世界を作るのなり按ずるに此

性根うくして滅多に盗賊なく出来
多くこれ人ともの心を一新
て平安なるべきなり今度の金銀
なくも扱通ぐる様ぐ金銀を大切
様まぐ此事を代品物を有又
人を殺なくなるべきなり
ちうぐ盗賊なくなるべきなり
ちうぐ盗賊なくなるべきなり
一人生ての命をおとすもの人

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165

ガラス使用

儉素を約とするは身を有ち家を治る大極なり治る家
一儉素を約とするは身を有ち家を治る大極なり治る家
儉酒を多くし一名流を害へる甚く
名月の夜くるまを命して
月ひてるをそこへ唯元儉の
一為人雖有人之不親爲人無人之不子夫人ハ天地之中氣を以て
生じ天乃ち中氣と人と授くる物の霊たるしむるを以て
娘ハ父母ニ孝ニ年のうち外男ニ
居敬而行簡以臨其民不亦可乎
曰儉ヲ謂ヒ政令煩則費心申ル君子ハ不爲之唯求身不責人焉

ハ父母ニ急ニ就き二度ハ父母の
痛痒皆父母のみにつき一日病ひ
父母憂るを以て己が苦きの病も
今ハ當てゐて進め飲ハ試ニ與ふる
親ハ須臾も離るゝ能ハざる顧ミるを
年長て嫁ハ行ハざるを
罪ありても處ハ
古ハ唯善道を以て國を治めし
皆感發ニ至ハ始於事親中於事君終於立身父母在時
事ニ敬ニて父母不在時ハ自ラ其身を敬して父母の名を辱し

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

魯子曰啟予足啟予手詩云戰戰兢兢如臨深淵如履薄氷而
今而後吾知免夫小子聖賢之語既為父母不在也縱
使己不能盡孝道猶可以免不孝之名也必慎而心乎
一儉約云吝嗇云右二字下云云之人
不云乎云乎也不治云云乎云乎也儉約
貴云云云乎云乎也儉約
云云乎云乎也儉約
一治乱運也或命也君臣父子夫婦朋友之倫之義
不易云云者忠信行天下云云通乎神明之德之礼楽刑政治國之
大綱也君云云及下云勤農立高云云動作容云云之業無
怠惰云云公卿大夫以下云云
一家有数百云云者伏民盈巷云云者無有無教云云者無
乱亦無盗賊云云之患云云民風敦厚云云之
為事也治之不以仁不民親戚之不以禮不民慎二之者吏行而
民和平矣古者道導之以教之以禮楽故民慎而有耻焉
道之以政之以刑故民免而無耻焉云云盗賊逐人なき習之上下
交々相励云云者云云楽云云云云

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

風俗ハ貧ヲ以テ恥トシ惰ヲ以テ慢トシ慢惰ニシテ恥ヲ知ラサルヤウニナリ
故人酒ヲ以テ礼ヲ廃タルヲ責ムルヲ以テ
ヲ以テモ返ラサルヤウニナリ
今ヤ制度ヲ以テ民ヲ
民ヲ以テスル風俗ニ眼目ヲ
ヲ以テ必貧ヲ
以テ君ヲ
ヲ以テ君ヲ
益ヲ以テ
積リ積リテ

あるものゝ一気呵成の捷経ヲ余の去ヲ多ク費シ去ヲ空クルヲ以テ君ノ聴ハ惟深言ヲ
ヲ以テシテ諫則大ニ楫檝ヲ其直諫ナルヲ以テ
も似ヲ以テ
深ノ言ヲ聞ヲ以テ
以テ去ヲ以テ賢ヲ以テ
一五穀麻絲ヲ以テ
以テ故ヲ以テ
抱成ヲ以テ

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

特1
2165

法ふ云なる御ふ民の害と称ふ掠ふ
礼をうふへうふ歌ふと威ふと手ふへうふ
ふ儲積なふ者ふ勿庭

国立国会図書館　タイトル『野人私草』　請求記号 特1-2165
ガラス使用

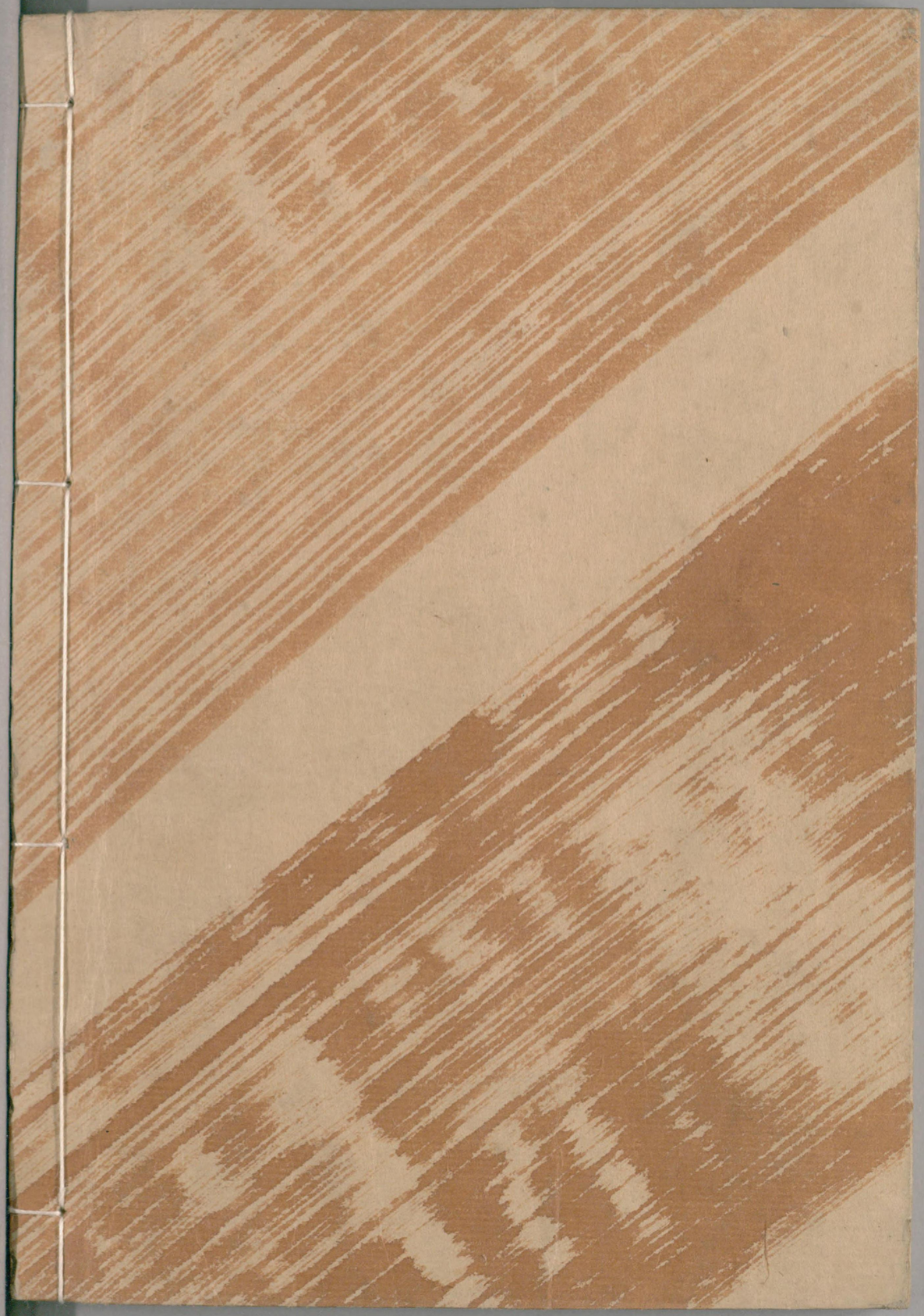

国立国会図書館　　タイトル『野人私草』　請求記号　特1-2165

ガラス使用